

# 公共工事の中間前金払に関するQ & A

平成24年4月 安中市

## Q 1 中間前金払とは何ですか？

A 1 設計金額200万円以上建設工事においては、請負代金額の10分の4以内について前金払の支払いをすることができますが、これに追加して、さらに10分の2までを前払金として支払うことができる制度です。

## Q 2 中間前金払のメリットは何ですか？

A 2 中間前金払は、部分払と比較し、受注者および発注者双方の事務を簡素化することができます。部分払の場合は出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

## Q 3 中間前金払の対象となる工事は？

A 3 中間前金払の対象工事は、工事に係る設計金額が200万円以上で、かつ予定工期が90日以上建設工事です。

## Q 4 契約金額が200万円未満の場合の中間前金払はどうなりますか？

A 4 設計金額が200万円以上の工事を対象としています。当初の契約金額が200万円未満であっても、設計金額が200万円以上であれば中間前金払の対象とします。

## Q 5 中間前金払を請求できる条件は何ですか？

- A 5
- ①工期の2分の1を経過していること。
  - ②工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
  - ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
  - ④既に前金払の支出が行われていること。
  - ⑤部分払の支出がされていないこと。(複数年事業については同一年度においてされていないこと)

**Q 6 中間前金払の提出書類はどのようなものですか？**

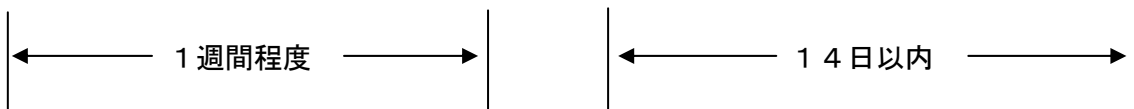
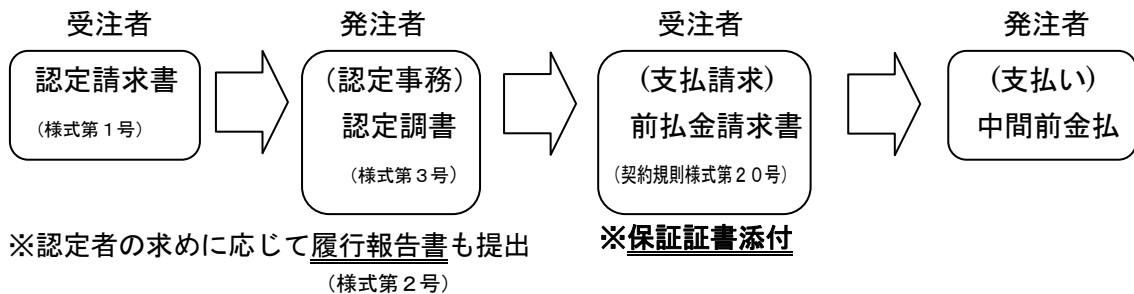
A 6 以下のとおりです。

- ①中間前金払の認定請求書（様式第1号）を発注者（工事担当課）へ提出する。
- ②発注者（工事担当課）へ履行報告書（様式第2号）を提出する。
- ③認定者（発注者）から届いた（適当と認められた場合）認定調書（様式第3号）と中間前払金保証証書（保証事業会社が発行）を、安中市契約規則で定める前払金請求書（様式第20号（第47条関係））に添えて発注者（工事担当課）へ提出する。

※各様式は「安中市公共工事中間前金払制度に関する取扱要領」及び「安中市契約規則」の様式

**Q 7 中間前金払の認定から支払いまでには、どれくらいの期間を要しますか？**

A 7 概ね、次のとおりです。



**Q 8 請負契約が変更（増額・減額・工期延長）された場合、中間前金払はどうなりますか？**

A 8 中間前金払は、請負代金額の20%以内で、かつ前金払（中間前金払含む）の支払総額が契約額の60%を超えないこととなっています。

### ① 変更【増額】の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払>変更後の請負代金額×20%」  
となるので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となります。

例) 請負代金額 1 千万円 増額変更 5 百万円 前払金 4 百万円  
 $15,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 15,000,000 \text{ 円} \times 20\%$   
 $5,000,000 \text{ 円} > 3,000,000 \text{ 円}$   
中間前払金請求可能額 3,000,000 円

### ② 変更【減額】の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払<変更後の請負代金額×20%」  
となるので、「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払」が中間前金払の  
額となります。

例) 請負代金額 1 千万円 減額変更 2 百万円 前払金 4 百万円  
 $8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$   
 $800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円}$   
中間前払金請求可能額 800,000 円

### ③ 工期延長の場合

当初契約工期が90日未満で、変更契約により工期が90日以上となっても、中間前  
金払は請求出来ません。

**Q 9 契約変更により工期が延長となった場合、条件にある「工期の2分の1」  
はどうなりますか？**

A 9 変更後の工期（延長後の工期）の2分の1とします。

**Q10 「部分払」との関係はどうなりますか？**

A10 部分払と中間前金払を併用することは可能です。ただし、部分払後は、中  
間前金払を請求することはできません。（債務負担契約に係るものについ  
ては、同一年度に限り不可。）

また、中間前金払の支払いを受けた場合、契約時に定めた部分払の回数を  
1回減じることとなります。（ただし、繰越等に係る年度内出来高確定の  
ための部分払は回数に数えない。）